

健康福祉委員会
令和4年9月15・16日
健康政策部 資料48番
所管 健康医療政策課

第80号議案 区の義務に属する損害賠償の額の決定について

建物賃貸借契約の解除に伴う損害賠償の額について、下記のとおり決定する。

記

1 概要

地域医療の充実を目的に、プラウドシティ大田六郷（大田区西六郷三丁目1番1）の団地内に診療所を設置するため、平成29年8月25日付けで建物賃貸借契約を締結し、一般社団法人蒲田医師会に転貸した。

蒲田医師会立西六郷診療所の開院後、周辺医療施設の開業状況等の変化を踏まえ、令和5年3月31日をもって当該診療所事業を終了する旨の届出を受け、建物賃貸借契約を終了することとしたため、賃貸人である同団地管理組合に対し、契約解除に伴う違約金が発生した。

2 賠償金額

439万2,300円

（提案理由）

建物賃貸借契約の解除に伴う損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、この案を提出する。